

芦屋市水道ビジョン（令和 3 年度改訂版）（原案）及び芦屋市水道事業経営戦略（令和 3 年度改訂版）（原案）に係る市民意見募集【実施結果】

- 1 募集期間：令和 3 年 9 月 13 日（月）から令和 3 年 10 月 22 日（金）まで
- 2 提出件数：2 人／13 件
- 3 提出方法：Eメール 1 人，郵送 0 人，FAX 0 人，窓口持参 1 人
- 4 意見の要旨及び市の考え方  
取扱区分：A（意見を反映）0 件，B（実施にあたり考慮）0 件，  
C（原案に考慮済み）1 件，D（説明・回答）12 件

No.	基本方針 該当箇所		市民からの意見(概要)	取扱 区分	市の考え方
1	水道 ビジョン	2.3 水源 _P7	他市の水道局で水源と浄水場について尋ねたところ、不審者に毒薬等を投入されると困るので教えられないと言われたことがあります。芦屋市ではこのような注意を払われないのですか。	D	取水施設及び奥山浄水場，奥池浄水場では出入口に施錠を行い，関係者以外立ち入り禁止としており，加えて，夜間は機械警備によるセキュリティ対策を各浄水場で実施しています。 また，各浄水場では，原水の生物監視を行っており，水質に異常があった場合は取水停止等の措置をとっています。
2	水道 ビジョン	2.4.3 管路・ 配水池 _P11	耐用年数を経過した 85 km の配管の更新をどのように解決するかということを取り上げるべきです（耐用年数別の管径と長さ，設置場所，深度等の詳細及び更新金額）。 また，年間 3.9 億円の更新料では不安です。	D	管路更新計画は，管の布設年度，管種，過去の漏水履歴等を勘案し，優先的に更新すべき管路を選定し，毎年約 3 km の管路更新を目標として行っております。 更新箇所については市内に点在しているため，市の事業計画や他企業の工事計画等を考慮し，路面復旧費の抑制に努めながら，計画しています。
3	水道 ビジョン	2.5 水需要 _P14	将来の水不足に対応するため海水淡水化装置の検討はいかがですか。これで生産される水は純粋に近いと思えますので生命維持に必要な栄養酵素を如何に含ませるかが研究課題になると思います。	D	芦屋市水道ビジョンでは，給水人口の減少及び節水型機器の普及等により水需要は減少するものと見込んでいますので，将来的な水不足は考えていません。 そのため，海水淡水化装置の導入は検討していません。

No.	基本方針 該当箇所		市民からの意見(概要)	取扱 区分	市の考え方
4	水道 ビジ ョン	3.1.1(3) 料金体 系等 _P19	<p>金額表示は税抜き金額としていただきたいです。</p> <p>また、家庭用水道料金は消費税 8%としていただきたいです。</p>	D	<p>金額表示については、最終納付金額が分かりやすいよう、税込み表示で統一しています。</p> <p>また、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった「生活用水」として供給される水とが混然一体となって提供されていることから、軽減税率（消費税 8%）の適用対象とはなりません。</p>
5	水道 ビジ ョン	3.2.3 給水品 質(お いしい 水) _P41	<p>おいしい水とは (Ca + K + SiO<sub>2</sub>) / (Mg + SiO<sub>2</sub>) の数値が 2 以上と言われます。芦屋市の水はどのくらいの数値を示しているのでしょうか。</p>	D	<p>左記の数式については、水道法に定められていませんので、計算は行っていません。</p> <p>水道水については、水道法で定められた水質基準に適合した安心安全な水の供給を行っています。</p>
6	水道 ビジ ョン	5.1.1(4) 料金体 系のあ り方の 研究 _P50	<p>料金体系の見直しを希望します。料金体系は各市色々ですが、空き家の増加や老人の一人暮らし、デイサービス等昼間不在のため水の使用料が極端に少なくなっていると思えます。</p> <p>尼崎市、伊丹市、川西市のような基本料金と水使用料金を別勘定にすることを希望します。</p>	D	<p>計画期間中は、直ちに料金改定を行う必要はないと考えます。</p> <p>また、本市の料金体系については、他市と同様、基本料金と従量料金とからなる二部料金制を採用しております。</p> <p>料金体系のあり方については、ご指摘の従量料金に係る水量の設定値等も含めて、今後の研究課題とさせていただきます（参照：芦屋市水道ビジョン P50、芦屋市水道事業経営戦略 P4）。</p>

No.	基本方針 該当箇所		市民からの意見(概要)	取扱 区分	市の考え方
7	水道 ビジ ョン	5.1.1(4) 料金体 系のあ り方の 研究 _P50	下水道事業と同様に福 祉対策を求めます。	D	<p>水道事業は、独立採算制を経営の基本としており、水道料金は、「適正な原価」で、「公正妥当」、「公平取扱の原則」といった水道使用者の適正かつ公平な料金負担が求められているところであり、本市水道事業においても、上記基準に基づいて料金体系を設定しているところです。</p> <p>また、水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少に伴う給水収益の減少や、昭和30年代から40年代にかけて布設された配水管等が更新時期を迎えることによる更新費用の増大が見込まれることから、今後も厳しい状況にあり、近隣各市においても福祉対策制度を廃止している傾向にあります。</p> <p>以上を踏まえ、本市水道事業としては、福祉対策制度の導入の予定はありません。</p>
8	水道 ビジ ョン	5.1.1(4) 料金体 系のあ り方の 研究 _P50	<p>複合福祉施設の親メーターで水量を算定すると、従量制の水道料金体系では高額な水道料金となるため、居室ごとに戸数扱いとして料金の算定を検討いただきたいです。</p> <p>併せて、高齢者施設においては、減免の制度等の対応をお願いします。</p>	D	<p>水道料金等の戸数扱いに関する取扱要領に基づき、水道料金を算定するためには、居室ごとに独立した住宅と認められる子メーターが必要であることや、共用部のメーターは居室部と区分する必要があること等、これらに沿った施設でないと戸数扱いとして料金を算定することはできません（別紙【構造の違いによる給水料金等の相違について】を参照ください。）。また、福祉対策についてはNo.7と同様、今後も導入の予定はありません。</p>
9	水道 事業 経営 戦略	【別紙 5】投 資・財 政計画 _P10	特別利益という項目は令和7年度まで1.19億円が計上計画されていますが、令和8年度以降は10万円となっています。どこでこの利益が発生していたのか説明がありません。	C	【別紙5】投資・財政計画における、約1.19億円の特別利益は、芦屋市水道ビジョンP16に記載のとおり、兵庫県住宅供給公社からの水利負担金収入となっています。

No.	基本方針 該当箇所		市民からの意見(概要)	取扱 区分	市の考え方
10	水道 事業 経営 戦略	【別紙 5】投資・財政計画 _P10	企業債償還金項目について、2.8億円から3.2億円となり、料金収入だけでは債務の利息も十分に払えないのではないかと想定します。	D	企業債に係る支払利息については、【別紙5】投資・財政計画における収益的支出の支払利息に該当します。計画期間中は、当該支払利息を含めて各年度とも純利益が出る見込みですので、支払いは可能であると考えます。
11	水道 事業 経営 戦略	【別紙 6】投資・財政計画 _P11	資本的支出のその他の項目の1.5億円は何に使われるものか判断できません。	D	【別紙6】投資・財政計画で、資本的支出のその他の項目は、設備投資等に係る機器費及び資金運用のための債券購入に係る投資金を想定しています。
12	水道 事業 経営 戦略	【別紙 6】投資・財政計画 _P11	企業債残高54億円はなぜ少なくなっていくのか理解できません。 また、水道料金16.5億円前後の売り上げで、利益はほとんどないに等しい事業で50億円の債務は異常に思えます。令和13年度に50億円と、将来の減額の見込みもない様子に市民の一人として心を痛めます。	D	計画期間中は、起債の抑制を行うことで、企業債発行額を企業債償還金よりも低く抑え、長期的に企業債残高が減少していくこととなります。 また、水道料金収入に対する企業債残高の関係については、芦屋市水道事業経営戦略P8【別紙3】中の、④企業債残高対給水収益比率がその指標となりますが、本市の数値は類似団体と比較すると、やや低く推移している状況ですが、令和元年度までは増加基調にあるため、上記のとおり企業債発行額を抑制していく必要があると考えています。
13	全体	—	このような立派な資料がなぜ必要なのか理解できませんでした。この資料は本当に市民が読んで上下水道事業に関心を持たせ、理解を深めさせられるものか不思議に思いました。したがって、作成部数を極力減らし、簡易的なものにされることを希望いたします。	D	資料作成にあたっては、市民の方々に少しでも関心を持っていただくよう、文字数の削減やイラスト写真等を多く取り入れています。併せて簡易版として概要版を作成しています。周知に際しましては、ホームページを利用しますので、ご理解いただきたいと思っております。

構造の違いによる給水料金等の相違について

		一般（戸数扱い及び個別検針以外）	戸数扱い																																				
施設配管図		<p>口径 40mm 使用水量 300 m<sup>3</sup>(2 か月)</p> <p>検針メーター</p>	<p>口径 40mm 使用水量 300 m<sup>3</sup>(2 か月)</p> <p>親メーター</p> <p>各部屋のメーター口径 20mm</p>																																				
給水料金	基本料金	5,588 円（口径 40mm）× 1 = <b>5,588 円</b>	2,486 円（口径 20mm）× 6 = <b>14,916 円</b>																																				
	従量料金	<p>口径 40mm以上のメーターの場合、1 m<sup>3</sup>から従量料金が発生。</p> <p>例)</p> <table border="1"> <tr><td>1 ~ 20m<sup>3</sup></td><td>154 円</td><td>(1 ~ 20m<sup>3</sup>) × 154 円</td></tr> <tr><td>21 ~ 40m<sup>3</sup></td><td>154 円</td><td>(21 ~ 40m<sup>3</sup>) × 154 円</td></tr> <tr><td>41 ~ 60m<sup>3</sup></td><td>198 円</td><td>(41 ~ 60m<sup>3</sup>) × 198 円</td></tr> <tr><td>61 ~ 80m<sup>3</sup></td><td>242 円</td><td>(61 ~ 80m<sup>3</sup>) × 242 円</td></tr> <tr><td>81 ~ 100m<sup>3</sup></td><td>264 円</td><td>(81 ~ 100m<sup>3</sup>) × 264 円</td></tr> <tr><td>101 ~ 200m<sup>3</sup></td><td>297 円</td><td>(101 ~ 200m<sup>3</sup>) × 297 円</td></tr> <tr><td>201m<sup>3</sup>以上</td><td>330 円</td><td>(201 ~ 300m<sup>3</sup>) × 330 円</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>計 300 m<sup>3</sup> 82,940 円</td></tr> </table>	1 ~ 20m <sup>3</sup>	154 円	(1 ~ 20m <sup>3</sup> ) × 154 円	21 ~ 40m <sup>3</sup>	154 円	(21 ~ 40m <sup>3</sup> ) × 154 円	41 ~ 60m <sup>3</sup>	198 円	(41 ~ 60m <sup>3</sup> ) × 198 円	61 ~ 80m <sup>3</sup>	242 円	(61 ~ 80m <sup>3</sup> ) × 242 円	81 ~ 100m <sup>3</sup>	264 円	(81 ~ 100m <sup>3</sup> ) × 264 円	101 ~ 200m <sup>3</sup>	297 円	(101 ~ 200m <sup>3</sup> ) × 297 円	201m <sup>3</sup> 以上	330 円	(201 ~ 300m <sup>3</sup> ) × 330 円			計 300 m <sup>3</sup> 82,940 円	<p>メーター数をもって戸数按分した1戸当たりの使用水量に応じて算定。 口径 25mm以下のメーターの場合、メーター1個あたり 20 m<sup>3</sup>までは従量料金なし。 戸数扱い集合住宅の場合、20 m<sup>3</sup>×子メーター設置個数までは従量料金なし。 上記集合住宅の場合、基本料金内（20 m<sup>3</sup>×6=120 m<sup>3</sup>）までは従量料金は発生せず、121 m<sup>3</sup>から従量料金が発生。</p> <p>例)</p> <table border="1"> <tr><td>1 ~ 120m<sup>3</sup></td><td>0 円</td><td>(1 ~ 120m<sup>3</sup>) × 0 円</td></tr> <tr><td>121 ~ 240m<sup>3</sup></td><td>154 円</td><td>(121 ~ 240m<sup>3</sup>) × 154 円</td></tr> <tr><td>241 ~ 360m<sup>3</sup></td><td>198 円</td><td>(241 ~ 300m<sup>3</sup>) × 198 円</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td>計 300 m<sup>3</sup> 30,360 円</td></tr> </table>	1 ~ 120m <sup>3</sup>	0 円	(1 ~ 120m <sup>3</sup> ) × 0 円	121 ~ 240m <sup>3</sup>	154 円	(121 ~ 240m <sup>3</sup> ) × 154 円	241 ~ 360m <sup>3</sup>	198 円	(241 ~ 300m <sup>3</sup> ) × 198 円			計 300 m <sup>3</sup> 30,360 円
	1 ~ 20m <sup>3</sup>	154 円	(1 ~ 20m <sup>3</sup> ) × 154 円																																				
21 ~ 40m <sup>3</sup>	154 円	(21 ~ 40m <sup>3</sup> ) × 154 円																																					
41 ~ 60m <sup>3</sup>	198 円	(41 ~ 60m <sup>3</sup> ) × 198 円																																					
61 ~ 80m <sup>3</sup>	242 円	(61 ~ 80m <sup>3</sup> ) × 242 円																																					
81 ~ 100m <sup>3</sup>	264 円	(81 ~ 100m <sup>3</sup> ) × 264 円																																					
101 ~ 200m <sup>3</sup>	297 円	(101 ~ 200m <sup>3</sup> ) × 297 円																																					
201m <sup>3</sup> 以上	330 円	(201 ~ 300m <sup>3</sup> ) × 330 円																																					
		計 300 m <sup>3</sup> 82,940 円																																					
1 ~ 120m <sup>3</sup>	0 円	(1 ~ 120m <sup>3</sup> ) × 0 円																																					
121 ~ 240m <sup>3</sup>	154 円	(121 ~ 240m <sup>3</sup> ) × 154 円																																					
241 ~ 360m <sup>3</sup>	198 円	(241 ~ 300m <sup>3</sup> ) × 198 円																																					
		計 300 m <sup>3</sup> 30,360 円																																					
合計	<b>88,528 円</b>	<b>45,276 円</b>																																					
分担金	1,009,800 円（口径 40mm）	1,155,000 円（192,500 円（口径 20mm）× 6戸）																																					
	13mm 70,400 円, 20mm 192,500 円, 25mm 326,700 円, 40mm 1,009,800 円, 50mm 1,738,000 円, 75mm 4,691,500 円, 100mm 9,581,000 円 集合住宅の分担金は、子メーターの各戸ごとに計算した合計額と親メーターの分担金とを比較し、そのいずれか多い方の額とする。																																						

※下水道使用料は含んでいません。